

***** フィールドノート② *****

フジモリ裁判傍聴記

～元ペルー共和国大統領の「¡Soy inocente! (私は無実だ)」の叫び～

川畑 博昭

私は今年2月29日から3月7日まで、在外研究のためにペルーへ出張していた。今回は超短い滞在で、たいしたこともできないだろうなあ、なんて考えていた。そんな矢先のことである。ペルーの友人弁護士の計らいで、何と(!!!)、現在ペルーの最高裁に係属中のフジモリ元大統領の裁判を傍聴できるという。3月6日早朝、私はなかばわくわくする気持ちで、フジモリ裁判の公判廷が置かれているリマ郊外のビタルテ地区にあるDINOES(ペルー国家警察特別部隊局)にタクシーを走らせた。それは、ペルー憲法を専門とする者の裁判手続への関心からだけではない(むろん、それもある)。フジモリ政権期に20代の半分近くをペルーで過した私には、この裁判と、何よりもその背景への、“私なりの思い”があったからである。そしてそれは、「テロ」と「爆弾」と隣り合わせの私のペルー勤務と深く関わっていた。

というのも、私には、2度にわたる在ペルー日本国大使館での勤務経験がある。1度目は、学部生(本学外国語学部スペイン学科)2年次終了時の1991年3月に、外務省の外郭団体である国際交流サービス協会嘱託の派遣員として2年間、通訳や館内業務のために同大使館に勤務した時である。帰国後復学・卒業したのち、ペルー憲法を研究するために大学院法学研究科へ進学し

ていたが、修士課程1年次がまもなく終わろうとしていた1996年12月、その後4ヶ月にわたって続くペルー大使公邸占拠事件が勃発する。大使館員が人質となったこの事件によって、ペルーの日本大使館は事実上「消滅」しており、現地には諸外国にある日本大使館から館員が要員として集められ、「現地対策本部」なるものが設置されていた。1997年3月、私は外務省からの依頼をうけて、現地の政治・経済動向の調査を担当する専門調査員として(実際上は、スペイン語を話し、リマの地理に詳しい要員を必要としていたのであるが)再び同大使館に勤務することになるが、これが2度目である。

今回私が傍聴したフジモリ裁判の背景になっているのは、私の2度のペルー滞在中のうち最初の滞在時のリマ社会の状況である。

* * * * *

ところで、日本でフジモリのことを知らない人はまずいないだろう。1990年から10年間南米ペルーの共和国大統領を務めたが、その間に強権的な手法で、破綻したペルー経済を建て直し、爆弾と銃撃の雨を撒き散らしていたテロを沈静化した。私の1度目のペルー滞在は1991年から1993年であるから、まさにこの時期である。

そうしたフジモリの「強権的」な手法の最たるものが、1992年4月5日日曜日の夜中にフジモリが断行した「憲法停止措置」である。陸海空の三軍の支持を取り付け、上下両院の議会を閉鎖し、最高裁判所および下級裁判所のみならず憲法保障裁判所の裁判官を大量に罷免した。権力の座にある者自らがこうした「秩序破壊」に打って出たこの現象は、権力の座にいる者の「交替」を意味する通常のクーデタとは区別して「自主クーデタ」と呼ぶ。このクーデタの最大の目的が、政府提出のテロ対策法案の成立を阻止する議会多数派（フジモリ出身政党は当時少数与党）と、テロ容疑者を近代法の大原則たる「疑わしきは罰せず」の形式論を盾に無罪放免にする裁判官たちからの「障害」を除去することにあった。「支持」を与えたのは軍だけではなかった。「憲法停止」という「秩序破壊」に対して、90%もの国民がこれに「拍手・喝采」を送った（ここに、憲法研究者を目指した私の原点がある）。

ところが、こうした「劇薬」はしばしば「副作用」を引き起こす。テロ対策や経済再建の手柄を追い風に1995年には「再選」を果たし、その後も多くの批判を浴びながらも2000年に何とか「三選」を実現したフジモリではあったが、間もなくフジモリ派軍幹部の汚職が明るみになったことに端を發し国内政治は混乱し、そんな中彼は、日本滞在中にFAX、ラジオ、インターネットといった通信媒体で辞意を表明し（!!!）、大統領職を辞任した。以来、フジモリの5年間の日本生活が始まる。熊本出身の両親を持つフジモリの顔つきは、その辺を歩いている「フツウの日本人のおっちゃん」で

ある。もちろん日本語も通訳の間違いを正すほど堪能ぶりで、武士道精神とやらをこよなく愛す。

そうして彼は日本滞在中に、充分なほどの「日本人ぶり」を発揮し続けたが、2005年11月突然日本を出国し、電撃的にペルーの隣国チリへ入国した。フジモリの大統領辞任以来、ペルー政府は日本に対してフジモリの身柄引き渡しを要求し続けてきたが、日本政府は彼を「日本人」（日本政府が戦前生まれの日本人移民の子弟に講じた特別措置によって、彼は日本とペルーの二重国籍者である）として、これに応じなかった。チリ政府はフジモリを一度は逮捕し、のちに保釈するが、2007年7月にはフジモリはチリにいながらにして、国民新党の比例代表枠で日本の参議院選挙に立候補した（そして落選した）。

そして2007年9月21日、チリ最高裁がフジモリの身柄をペルーへ引渡す旨の決定をし、同日、フジモリはペルー入りした（私は昨年夏の前回のペルー滞在中の最終日にリマを離れる際、フジモリと入れ替わりになった。そしてその日の空港は、フジモリが到着するというので、フジモリ支持派と反対派の大群でごった返していた）。それ以来、フジモリはペルー政府に身柄を拘束され、現在、国家警察の特別部隊局の施設に収容されている。

* * * * *

そのフジモリが今、ペルーで裁判にかけている。裁判の争点や法的问题点についての詳細に立ち入る余裕はないが、ひとことだけ付け加えると、2007年12月に始

まったこの裁判における起訴事実は「人権侵害」である。1990年代の初めのペルー社会は、我々には想像もつかない6000～7000%という年間インフレ率と、来る日も来る日もテロの車両爆弾や銃撃戦で、くたくたに疲弊しきっていた。当時のフジモリ政権は、ペルー国軍（陸軍および情報局）による「テロ掃討作戦」でこうした状況を大きく改善させはするのであるが、その際、無辜の市民が軍の手によってテロの嫌疑をかけられ殺害あるいは拷問にかけられた。それゆえ当時共和国大統領（ペルーの憲法上、大統領が軍最高司令官でもある）の職にあったフジモリには、それらの作戦のトップとしての責任があるというものである。私が傍聴した日の公判では、67歳の当時陸軍情報局長であった人物への証人尋問が行われることになっていた。

午前9時前に傍聴席（全60席ほどで全て番号が付されており、与えられた番号の席につかなければならない。ちなみに、傍聴席と公判廷は透明のガラスで仕切れており、裁判官および裁判当事者の声はマイクを介して聞くことになる。その隣部屋に、さらに広い傍聴室があり、大きなスクリーンによって公判の状況を傍観（聴？）することができる）に入ると、椅子の上には法廷内での規則が明示された紙が置かれていた。それに目を通しながら開廷を待っていると、前方の女性や男性10名ほどが突然立ち上がった。裁判官団が入廷したものだと思った私もつられて立ち上がったが…やられた！！現れたのは「被告人フジモリ」である。その10名ほどの者は、いわゆる「フジモリ支持派（*Fujimorista*）」たちであり、彼らの声援に応えるかのように、ガラス越

しの被告人フジモリはこちらに微笑みながら手を振っていた。このようにして、彼らは公判のたびに、傍聴席からフジモリ激励のために足しげく通っているのだ（ちなみに法廷内規則によれば、そうした傍聴席からの「支援行動」は慎まなければならない。ペルー国内にはいまだに根強いとされる「フジモリ人気」の一端を垣間見た気分であった。傍聴席では唯一の「東洋系」であった私は、何せフジモリ派の連中の真後ろにいて、かつ一緒になって起立したために（見ようによっては、フジモリが私にも微笑んでいるととられかねない）、「自分までフジモリ派と思われてはマズい！」と思い（タダでさえマスコミや人権擁護団体のメンバー等が多く詰めかけており、私は彼らの「良いカモ」になりそうだった）、私は慌てて着席し目を伏せた（笑）。私が生でフジモリを見たのは10年ぶりぐらいであるが、ガラス越しに姿を現したフジモリは、やや歳を取った感じはしたが、相変わらず毅然としていた。最初の（本件とは別の）起訴事実で判決が下された際に、検察官および裁判官に対して「私は無実だ！」と喝破しただけのことはある。それから改めて、裁判長によって開廷が宣言され、午前中の公判は始まった。午前中4時間ぶつ通しの証人尋問の間、フジモリは時折メモを取るだけで、今回は叫ぶこともなく、じっと証言に耳を傾けているだけだった。

* * * * *

この裁判の背景をなすテロ問題は、その萌芽は1980年代にあったが、テロ活動が最高潮に達したのは、テロとの取引には一切

応じない強硬姿勢を打ち出したフジモリ政権以後である。

当時、毎日夜になると、すーっと電気が消え、ばちばちと銃撃戦の音がし、しばらくするとドーンっと、底から突き上げられるような爆音が響き渡る。しばらくはその場に身をかがめるが、数分後に自宅の窓から（私は10階建の10階に住んでいた）外を眺めると、車両爆弾でやられたところから黒煙が立ち上るのが見える。それがリマの日々だった。停電を起こすのはテロリストたちの面が割れないためであるといわれたが、それにしても、「アパゴン（apagón：スペイン語で停電の意）」（と、それによって水道ポンプが作動停止することによって生じる「水不足」）は、当時のリマ社会の状況を象徴する言葉だった（ついでに言えば、10階に住んでいた私は、真夜中に仕事で帰宅した際、エレベーターで上昇中に停電になり、何度か中に閉じ込められ、止まった階の住人をたたき起こして出してもらったことがある）。ちなみにこの停電は、テロリストがリマ郊外に集中して設置されていた送電塔に爆弾を仕掛けて引き起こすものだったが、ペルー国軍のテロ対策によってその周辺に地雷が埋められていたことから、テロリストは貧しい子供たちに「お小遣いやご飯を上げるから、あそこの塔までかけっこしておいで」といって、地雷を回避していたといわれる。その傍らで、インフレだろうが爆弾・銃撃戦だろうが、存分にペルー・ライフを満喫していた私は、そういうリマを生き抜いただけ運が良かったのかも知れない。

しかし、あれから約15年経った今当時を振り返ると、私はいつも爆弾と隣り合わせ

に生きていたことを改めて感じるのである。知人宅に遊びに行っている時には近くの銀行がテロの爆弾にやられ、友人等と飲んで酔っ払って帰宅すると、自宅の隣のブロックにあるボリビア大使館がこれまた爆弾で吹っ飛んで跡形もなく「消滅」しており、同大使館の警備員が死亡していた。書くのもおぞましいが、爆弾を見たり聞いたり感じたりした例は枚挙に暇がない。ペルーにおいて爆弾は、当時、もはや「ニュース」ですらなかった。さらに自慢にもならないが、悲しいかな、私はおそらく、爆竹の音に酷似する銃撃の音を聞き分けられる数少ない日本人でもあると思う。

そして実際、私が勤務していた日本大使館も、1992年12月28日の午前中には車両爆弾の標的となった。在外公館は日本と現地のカレンダーに合わせた勤務日を設定するのが常であるから、当日は我々にとっても「御用納め」の日であった。その日は月曜日であったと思う。なぜなら、その前日および前々日の週末は、リマにある各国の大使館が一斉にテロによる車両爆弾の標的となっていたことから、日本大使館の状況を案じていた地方出張中の日本大使から私に当日の出勤直後の午前9時半頃電話が入ったからである。私は日本大使館の安否を気遣う大使に、「うちの大使館は大丈夫です」と答えたが、それを言い終わるか終わらないかの瞬間、（形容するのが難しいのだが）キャビネットのようなものが倒れるような大きめの、しかし「軽い」音がするのを聞いた。爆弾には慣れっこだった私には、それが大使館内に投げ込まれた手榴弾であることに気づくのに時間はかからなかったのだが、その瞬間、銃声が轟き始めた。車

両爆弾である。今まさに、自分が勤務していた大使館が標的になっている（!!!）。当時のペルーのテロ攻撃は「襲撃（戦）⇒車両爆弾」であった。つまり、それはこうである。大量にダイナマイトを積載した車両のアクセルを固定し標的に向けてハンドル操作をするテロリストは、標的（通常はペルー政府を支援する公的機関やペルー国内の金融機関、その他過激なテロ批判を行うメディア機関）に近づく一歩手前で車両を乗り捨てる。当該「標的」の警備員等はそれを「不審者」と判断し発砲する。車両を乗り捨て逃げる仲間を救おうと、その周囲を取り囲んでいるテロリストたちは一斉に警備員らに応戦するのであるが（銃撃戦）、その間に車両は標的に突っ込み爆破する（爆弾）。その「仕組み」を既に学んでいた私は、舌の根も乾かないうちに（笑）、「大使、爆弾です！！！！！！」とあっさり前言撤回。それだけを吐き捨てるようにいうと（そして大使が受話器の向こうで「えっ??!!」という、狐につままれたような反応をしていたのだけは記憶している）、私は受話器を投げ、「ボンバー（bomba・爆弾）!!!」と叫んだのであるが、同時に館内の避難警報が鳴り始めた。その瞬間私は、非常事態には逃げ込むようにと普段から教え込まれていた避難場所（といっても実際には、単に外交秘文書が保管されていた3階の電信室）に駆け上がったが、今でも自分の執務室から避難所までの光景をまったく覚えていない。「死ぬかも知れない」と思って、頭が真っ白になって階段を必死に駆け上がったことだけが記憶に残っている。

とにかくその部屋に辿り着き、本官およ

び現地職員の数を確認して硬い鉄の扉を閉めると同時に、「ドーン！」という轟音が響き渡った。まさに間一髪!!!外で「待機」していた車両爆弾が炸裂した瞬間であった。その爆音と爆風の威力で、飛散防止テープが貼られていた厚さ30センチほどの小さい唯一の窓ガラスが凸字に突き出てきた（蛇足ながら、その音は梅雨時に頻発する雷の音に酷似しているのだが、それは背後から突き上げられるような感じを覚えるものである。奇遇にも(?)、広島や長崎の被爆者等も原爆の破裂音を同じように表現するというのを聞いたことがある)。その場にいた者たちは震動で一人残らず転倒した。蛍光灯も全て落下し、それでも相変わらず銃声は鳴り止まなかった。大使館の外に配置された警備員や警察と無線で連絡をとっても応答なし。彼ら全員が死亡したと思った我々は覚悟を決めた——つまりそれは、要塞のような日本大使館の外壁（刑務所のような二重の鉄の自動扉が決しては同時に開かず、一枚が閉じてから次が開くことによって、外からの侵入を防ぐ仕掛けになっていた）が突破されたことを意味していた。とすると、侵入に成功したテロリストたちが今度は敷地内の建物にもう一発爆弾を据えれば、大使館全てが（まだ生きている我々共々）吹き飛ばすには余りあるからである——。幸い、「全員無事です」という警備員の応答が無線から聞こえ、それからどれくらいの時間だったか覚えていないが（おそらく5分ぐらいだったのであろうが、私には1時間にも思われた）、しばらくして我々は避難所の外に出ることを許可された。

当時22歳の怖いもの知らずの私とて、大

使館内の避難所から出て鉄筋の骨組みだけが残った建物を目の当たりにした時には啞然とした。人生で死を覚悟した最初（で最後の）瞬間だった。そのような状況であったから、当時のリマの日々は、確かに、ペルー人にとっても恐怖の連続であった。「路上に留めてあるその車が、今にも爆発するかも知れない」、「ひょっとすると横を歩いているこの人もテロリストかも知れない」——そういう猜疑心で生きていたのが当時のペルー（特にリマ）社会であったと思う。

* * * * *

リマのそうした悲惨な日々は、しかしフジモリ政権下でのテロ対策で、確実に平穏を取り戻していった。1993年にリマを離れたのち3年ぶりにリマを再訪した時に私を待っていたのは、3年前とはまるで違う、大きく「近代化」したリマであった。それからさらに10年、今そのリマは、多くの車でごった返し、排ガスによる大気汚染も危惧されるほどの「近代化」ぶりである。あれから20年近くが経ち、世代交代が進み、あの「リマの日々」を記憶する者は、もはやそれほど多くはない。それは、世代交代もさることながら、あの時代を経験した者たちの「忘却」も手伝っているのである。

裏から見れば、ペルーにはその後、「忘却」が可能となる「平穏な社会」がもたらされてきたともいえるのである。

話をフジモリ裁判に戻そう。「人権侵害」を正当化できる理屈など、世の中に存在しない。それはそのとおりである。神でも裁判官でもない私には、被告人フジモリが「黒か白か」を判断できる証拠も能力も持ち併せては無い。それこそ、ペルーにおける“法による正義”にゆだねるほかはない。しかし、あの時代のフジモリ政権下でのテロ対策がなければ、テロのない今のペルー社会が存在しなかったであろうことだけは身を以って確信できる。それは当時のペルー社会に生きた者の実感として、理屈抜きに肯定されると思ってしまう。“あの車は爆発するんじゃないか”、“あいつもテロリストじゃないか”、“自分もいつ犠牲になってもおかしくない”——そんなことを感じながら生き続けなければならない社会ほど辛く窮屈なものはない。大学で「人権保障」の素晴らしさを説きつつ「人権侵害」の蛮行の不当さを講じることを生業としている私は、今こうして「平穏な社会」で実現している目の前の裁判を傍聴しながら、ずっと、1990年代の悲惨なペルー社会の状況が頭から離れなかった。

[2008年3月19日記]

著者プロフィール

川畑 博昭 (KAWABATA Hiroaki) 文学部 (日本文化学科) 准教授 (比較) 憲法学、開発法学

■略歴：鹿児島県出身。愛知県立大学外国語学部スペイン学科卒業後、名古屋大学大学院法学研究科博士課程満了退学し、2005年10月より現職。博士（法学）。専門は比較憲法および開発法学で、ペルーやブラジルを主なフィールドに、ラテンアメリカの大統領の憲法史的な位置づけや開発と法との関わりについて研究している。1992年4月5日のフジモリ大統領による「自主クーデ

「タ＝憲法停止措置」に対してペルー国民が見せた「圧倒的支持」が研究の出発点にある。学部および大学院に在籍中通算4年間在ペルー日本国大使館に勤務。ペルーには日系の親戚もいる。

■これまでの研究：ペルー憲法における『大統領中心主義』やラテンアメリカを中心とする比較憲法的な研究に従事してきた。近著は以下。

・「ペルー大統領選挙から何を読みとるか」『法学セミナー』No. 549、2000

・「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——（一）～（三・完）」名古屋大学『法政論集』193号～195号、2002～2003

・「ラテンアメリカにおける『法と開発』研究／運動——序論的考察——」『社会体制と法』研究会編『社会体制と法』第5号、2004年

・「イベロアメリカ（ラテンアメリカ）における『統治可能性』と『立憲主義』をめぐる一試論——両者の媒介項としての『大統領制』とのかかわりの中で——」『愛知県立大学文学部論集 55 日本文化学科編 9』（2007年）、「ペルー憲法史における『共和国大統領』の誕生（一）～（二・完）」名古屋大学『法政論集』209号・210号、2005

・「ペルーの刑事手続とフジモリ政権下での『司法改革』——ペルーにおける『憲法構造』の規範／実態的把握のための予備的考察——」『愛知県立大学文学部論集 56 日本文化学科編 10』2008

・博士論文「ペルー憲法における『大統領中心主義』の歴史的構造——『危機』と『独裁』の視座をもとに——」名古屋大学、2006

■これからの研究：現在、博士論文で扱ったテーマをさらなる史料／資料によって、より実証的に基礎づける作業を行っているが、これまでの研究が主として、ペルー国内の歴史・政治・社会・経済的な側面に着目してきたのに対して、今後はよりいっそう対外的（国際的）な要因に目を向け、これを国内的な側面と併せて捉える仕事を行っていきたい。このことは、ラテンアメリカという地域の国々が、現在なお「途上国」と位置づけられていることにも関わる。そうした点を明らかにする方法が、法と開発のテーマである。同時にこれとも関わり、1990年代以降のグローバル化の状況下での南米の日系社会や在日の南米出身者コミュニティについても、少しずつ研究の裾野を拡げていきたいと考えている。

■「共生」について：「学際的」という研究所の本質を存分に発揮して、「共生モデル」としての愛知県を代表する「知の発信地」としての役割を担って欲しい。



ペルー大統領官邸前（右端）